

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	
結核予防法による医療機関の指定(四三八・能代保健所)……基本測量実施の通知(四三九・建設管理課)……	1
都市計画の変更による送付図書の縦覧(四四〇、四四一・都市計画課)……	1
道路の供用開始(四四二・道路課)……	1
急傾斜地崩壊危険区域の指定(四四三・河川砂防課)……	1
開発行為に関する工事の完了(四四四・由利地域振興局建設部)……	2
公告	
土地改良区の役員の退任の届出(北秋田地域振興局農林部)……	2
教育委員会告示	
教育委員会会議の開催(一一・教育庁総務課)……	2

告 示

秋田県告示第四百三十八号
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第一条の五第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十八年五月二日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指定年月日
楊整形外科医院	能代市栄町十六番地八号	平成十八年四月二十六日

秋田県告示第四百三十九号
 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。
 平成十八年五月二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 作業の種類
基本測量
- 二 作業を行う地域
秋田市
- 三 作業を行う期間
平成十八年六月一日から平成十九年三月十六日まで

秋田県告示第四百四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、大館市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十八年五月二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき図書
大館都市計画用途地域の変更の総括図、計画図及び計画書
- 二 縦覧場所
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第四百四十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、大館市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十八年五月二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき図書
比内都市計画道路(三・六・一号学校通線及び三・六・二号南通線)の変更の総括図、計画図及び計画書
- 二 縦覧場所
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第四百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定

に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十八年五月二日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	百三号	鹿角市十和田大湯字中田一番三 地先から字下川原三〇番一五 まで

- 一 供用開始の区間
- 二 供用開始の期日 平成十八年五月二日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(二)(一) 場所 建設交通部道路課
期間 平成十八年五月二日から同月十五日まで

秋田県告示第四百四十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
 平成十八年五月二日

秋田県知事 寺田典城

区域名	区 域	地 番
神成二 号 北秋田市阿仁前田 字神成	北秋田市阿仁前田 字神成	二二〇番四の一部(次の図に 示す部分に限る。)、二三二 番三、二四六番五、二四六番 六、二四六番七の一部(次の 図に示す部分に限る。)、二 四六番八の一部(次の図に示 す部分に限る。)、二四七番 二四八番一、二四九番一の一 部(次の図に示す部分に限 る。)、二五〇番の一部(次 の図に示す部分に限る。)、 二五五番二の一部(次の図に 示す部分に限る。)、道路敷 (次の図に示す部分に限る。)

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第四百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十七年十一月三十日付け指令由建 二二六八で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十八年五月二日

秋田県知事 寺田 典 城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

秋田市山王六丁目一番二十六号

有限会社 新和不動産

取締役 北 嶋 勉

二 開発区域に含まれる地域の名称

由利本荘市石脇字田尻野三十二番三、三十二番四、三十二番五、三十二番十四、三十二番十五、三十二番十七、三十二番二十五、三十二番二十六、三十二番二十七、三十二番四十三、三十二番四十四、三十二番四十九及び三十五番八

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、大館市土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十八年五月二日

秋田県知事 寺田 典 城

退任理事の住所及び氏名

大館市沼館字神館三番地

” 柄沢字柄沢四十番地一

桜庭 政士
木村 博

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第十一号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十八年五月二日

秋田県教育委員会委員長 鈴木 長 男

一 日時 平成十八年五月九日 午前十時四十分

二 場所 教育委員会委員室

三 案件

(二)(一) 秋田県産業教育審議会委員の任命
その他

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成十八年四月七日（第七百六十六号）掲載の秋田県収用委員会告示第二号（収用の裁決手続の開始の決定）

（印刷誤り）

九 下 二〇 秋田県収用委員会 秋田県収用委員会
委員長 会長

平成十八年四月二十五日（第七百七十一号）掲載の秋田県告示第四百二十四号（保安林予定森林の指定通知）

（印刷誤り）

二 下 一一 九、五二の一〇一 九・五二の一〇一

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原 繁 雄